

ご存知ですか?重度心身障害者医療費助成事業

○ 重度の障害をお持ちの方に 医療費の一部負担金
調剤一部負担金 を助成いたします

医療助成の対象となる方		手続きに必要なもの
1	身体障害者手帳1・2級所持者	医療保険証・印鑑 身体障害者手帳および療育手帳
2	療育手帳A所持者	
3	身体障害者手帳3・4級と療育手帳B1を所持する重複障害者	

ひとり親家庭の父母と児童に入院医療費の自己負担分を助成いたします

ひとり親家庭の父母とその父母に扶養されている児童を対象に入院医療費一部負担金を助成いたします。入院医療費の助成対象者は下記のとおりとなっています。なお、医療費の助成を受けるためには申請が必要です。

医療助成の対象となる方		手続きに必要なもの
1	満18歳に達した年度末までの児童を扶養しているひとり親家庭の父母等および当該児童	医療保険証・印鑑 (戸籍確認書類が必要な場合もあります)
2	満18歳に達した年度末までの父母のない児童	

※ 上記の制度は医療保険加入者が対象となり、所得制限があります。
詳しくは、役場住民福祉課(TEL72-3416)までお問い合わせください。

8月は保険証の定期更新月です

現在、後期高齢者医療制度に加入されている方に、7月下旬に市町村担当課から、有効期限平成27年7月31日と記載された新しい被保険者証(黄色)をお届けしています。

平成26年8月1日から平成27年7月31日までの一部負担金の割合(1割又は3割)は、平成25年中の所得に基づき、改めて判定します。

8月1日以降は、古い被保険者証(むらさき色)は使えませんので、受診の際は有効期限を確認し、お間違えのないようご注意ください。

後期高齢者医療被保険者証

有効期限平成27年7月31日

※ご確認ください!

新しい被保険者証の有効期限は
平成27年7月31日
になっています。

【一部負担金の割合の判定方法について】

1割負担となる方		
同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得が145万円未満		
3割負担となる方		
世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
住民税課税所得	145万円以上	145万円以上の被保険者がいる
総収入の合計額	383万円未満は1割(要申請)	520万円未満は1割(要申請)
	383万円以上は3割(※)	520万円以上は3割

※70歳以上75歳未満の方(後期高齢者医療制度の被保険者以外)がいる場合、その方々との総収入の合計額が520万円未満の場合は1割(要申請)